備考

一　一の共済契約について共済契約者の営む当該共済契約に係る漁業単位が二以上ある場合における基準共済掛金率は、表に掲げる率に百分の九十（当該共済契約に係る塡補方式が地震等限定塡補方式である場合にあっては、百分の百）を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

二　共済契約者が法第百五条第一項第二号ロに掲げる団体である場合における基準共済掛金率は、表に掲げる率（一の共済契約について団体の構成員の営む当該共済契約に係る漁業単位が二以上ある場合にあっては、前号によって得た率）に、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める割合（当該共済契約に係る塡補方式が地震等限定塡補方式である場合にあっては、百分の百）を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

イ　団体の構成員の数が、当該区域内に住所を有し、かつ、当該区分に係る漁業を営む法第百八条第二項に規定する特定第二号漁業者である者の数の二分の一未満である場合　百分の九十

ロ　イ以外の場合　百分の七十

三　共済契約者（法第百五条第一項第二号ロに掲げる団体にあってはその構成員を含む。以下この号において同じ。）が、共済責任期間の開始日前四年間にその共済責任期間の終了する日が含まれる共済契約を締結していた場合における基準共済掛金率は、表に掲げる率（同表備考第一号又は第二号に該当する場合にあっては、それぞれ同表備考第一号又は第二号によって得た率）に、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

イ　直前契約により漁業共済組合から当該漁獲・特定養殖共済の共済金の支払を受けず又は受けないことが確実であると認められる場合　当該直前契約に係る等級から一を差し引いて得た等級（当該直前契約に係る等級が一等級の場合にあっては、一等級）が属する次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる割合（当該共済契約に係る塡補方式が地震等限定塡補方式である場合にあっては、百分の百）

ロ　直前契約により漁業共済組合から当該漁獲・特定養殖共済の共済金の支払を受け又は受けることが確実であると認められる場合であって当該共済金の金額が当該直前契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の金額の百分の五十に満たない場合　当該直前契約に係る等級に二を加えて得た等級（当該直前契約に係る等級が三十等級又は三十一等級の場合にあっては、三十一等級）が属する次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる割合（当該共済契約に係る塡補方式が地震等限定塡補方式である場合にあっては、百分の百）

ハ　直前契約により漁業共済組合から当該漁獲・特定養殖共済の共済金の支払を受け又は受けることが確実であると認められる場合であって当該共済金の金額が当該直前契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の金額の百分の五十を下らず当該純共済掛金に相当する部分の金額に百分の百五十を乗じて得た金額に満たない場合　当該直前契約に係る等級に三を加えて得た等級（当該直前契約に係る等級が二十九等級、三十等級又は三十一等級の場合にあっては、三十一等級）が属する次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる割合（当該共済契約に係る塡補方式が地震等限定塡補方式である場合にあっては、百分の百）

ニ　直前契約により漁業共済組合から当該漁獲・特定養殖共済の共済金の支払を受け又は受けることが確実であると認められる場合であって当該共済金の金額が当該直前契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の金額の百分の百五十を乗じて得た金額を下らない場合　当該直前契約に係る等級に四を加えて得た等級（当該直前契約に係る等級が二十八等級、二十九等級、三十等級又は三十一等級の場合にあっては、三十一等級）が属する次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる割合（当該共済契約に係る塡補方式が地震等限定塡補方式である場合にあっては、百分の百）

区分	割合
一等級	百分の五十
二等級	百分の五十五
三等級	百分の六十
四等級	百分の六十五
五等級	百分の七十
六等級	百分の七十五
七等級	百分の八十
八等級	百分の八十五
九等級	百分の九十
十等級	百分の九十五
十一等級	百分の百
十二等級	百分の百五
十三等級	百分の百十
十四等級	百分の百十五